

**滋賀県指定有形文化財 指定記念
特集展示「彦根藩井伊家歴代の甲冑」展示作品リスト**

番号	指定	作品名称	数量	時代	備考
◆記録に見る歴代の甲冑◆					
1	国指定 重要文化財	おんてんしゆおんぐそくおんもくろく 御天守御具足御目録	1冊	江戸時代 明和4年 (1767)	井伊家初代直政 <small>なおまさ</small> から8代直定 <small>なおさだ</small> までの甲冑を載せる。
2	国指定 重要文化財	ひこねぶきるいちよう 彦根武器類帳	1冊	江戸時代 嘉永7年 (1854)	井伊家9代直禎 <small>なおよし</small> 以降の甲冑を中心に載せる。11代直中 <small>なおなか</small> の甲冑には「直中様御好」の甲冑を記す。
◆当主の甲冑◆					
3	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりふすべがわおどしぬいのべこしどりにまいどうぐそく 朱漆塗燻韋威縫延腰取二枚胴具足	1領	桃山～ 江戸時代	井伊家2代直孝 <small>なおたか</small> 所用と伝える。
4	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりほとけにまいどうぐそく 朱漆塗仏二枚胴具足	1領	桃山～ 江戸時代	井伊家初代直政 <small>なおまさ</small> が関ヶ原合戦の折、所用したと伝える。
5	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりこんいとおどしぬいのべこしどりにまいどうぐそく 朱漆塗紺糸威縫延腰取二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊家3代直澄 <small>なおすみ</small> 所用と伝える。
6	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりこんいとおどしぬいのべこしどりにまいどうぐそく 朱漆塗紺糸威縫延腰取二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊家8代直定 <small>なおさだ</small> 所用と伝える。
7	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりべにいとおどしぬいのべむなこしどりにまいどうぐそく 朱漆塗紅糸威縫延胸腰取二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊家9代直禎 <small>なおよし</small> 所用と伝える。
8	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりもえぎいとおどしぬいのべむなこしどりにまいどうぐそく 朱漆塗萌葱糸威縫延胸取二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊家10代直幸 <small>なおひで</small> 所用と伝える。
9	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりこんいとおどしぬいのべにまいどうぐそく 朱漆塗紺糸威縫延二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊家12代直亮 <small>なおあき</small> 所用と伝える。
◆子弟の甲冑◆					
10	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりほとけこしどりさんまいどうぐそく 朱漆塗仏腰取三枚胴具足	1領	江戸時代	井伊直滋 <small>なおしげ</small> (井伊家2代直孝 <small>なおたか</small> の世子)の初召しと伝える。
11	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりしろいとおどしきりつけこぎねにまいどうぐそく 朱漆塗白糸威切付小札二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊直清 <small>なおきよ</small> (井伊家11代直中 <small>なおなか</small> の世子)の所用と伝える。
12	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりこんいとおどしほんこぎねにまいどうぐそく 朱漆塗紺糸威本小札二枚胴具足	1領	江戸時代	井伊直元 <small>なおもと</small> (井伊家12代直亮 <small>なおあき</small> の世子)の所用と伝える。
13	滋賀県指定 有形文化財	しゅうるしぬりむなめとじしほかわつみまるどうぐそく 朱漆塗胸目綴皺革包丸胴具足	1領	江戸時代	井伊直達 <small>なおたつ</small> (井伊家13代直弼 <small>なおすけ</small> の七男)の所用と伝える。
◆揃いの品々◆					
14	滋賀県指定 有形文化財	おんぐそくおんもくろく 御具足御目録	1通	江戸時代	8の具足と一具の品々を記す。
15	滋賀県指定 有形文化財	ほんみょうしょうぐかんず 本命星供巻数	1巻	江戸時代	3の具足と共に伝来。
16	滋賀県指定 有形文化財	やたがえまもり 矢違守	1枚	江戸時代	井伊家4代直興 <small>なおおき</small> 所用と伝える具足と共に伝来。
17	滋賀県指定 有形文化財	ゆごて 弓籠手	1双	江戸時代	5の具足と共に伝来。
18	滋賀県指定 有形文化財	から かしら 唐の頭	1筋	江戸時代	井伊家11代直中 <small>なおなか</small> 所用と伝える具足と共に伝来。
19	滋賀県指定 有形文化財	さいはい 采配	1握	江戸時代	9の具足と共に伝来。
20	滋賀県指定 有形文化財	ぐんばい 軍配	1握	江戸時代	井伊家11代直中 <small>なおなか</small> 所用と伝える具足と共に伝来。
21	滋賀県指定 有形文化財	すいどう 水筒	1口	江戸時代	12の具足と共に伝来。
22	滋賀県指定 有形文化財	べんどうばこ 弁当箱	1合	江戸時代	7の具足と共に伝来。
23	滋賀県指定 有形文化財	ぐそくびつ 具足櫃	2合	江戸時代	8の具足を収める櫃。

※いずれも彦根城博物館所蔵

写真解説

*番号は作品リストの番号と一致します。

1 御天守御具足御目録 1冊

紙本墨書

縦 29.5 cm 横 21.0 cm

江戸時代 明和4年(1767)

当館蔵(彦根藩井伊家文書)

国指定重要文化財



彦根城天守に保管されていた井伊家歴代の甲冑や旗印などを記した目録。歴代のうち、初代直政から8代直定までの当主と2代直孝の子息の所用とするものが掲げられています。他の具足目録に比べ、兜

や胴をはじめ、籠手などの小具足、さらには数々の揃いの品に至るまで、それぞれの仕様や細工が詳細に綴られているのが特徴です。中には、後代の当主が先代の甲冑を自身の所用とした記述もあり、現存する甲冑の所用者を比定する上で参考となる資料の1つです。

3 朱漆塗 燻韋威縫延腰取二枚胴具足 1領

胴高 40.9 cm

桃山～江戸時代

当館蔵(井伊家伝来資料)

滋賀県指定有形文化財

井伊家2代直孝(1590～1659)の所用と伝える甲冑の1つで、初代直政(1561～1602)の甲冑(作品リスト4)のように、無用な装飾を施さない質実剛健な作りとなっています。

甲冑全体を朱漆塗で仕上げられており、兜の側面には、金色の大天衝を立てます。朱と金のコントラストが映えた実に勇壮な出で立ちで、見る者の目を引きま

す。兜は、鉄板を数枚組み合わせた頭形兜、胴は、横長の鉄板を8枚繋いだ縫延胴です。威糸には燻韋を取り合わせ、胴の上5段は威糸を疎らに威した素懸威、下3段は密に威した毛引威とし、変化を付けて威しています。

歴代が所用した甲冑には、本作のように頭形兜に約80cmの大天衝を脇立とし、素懸威と毛引威が混在する縫延胴を基本とするものが多く見られます。



4 朱漆塗 仏二枚胴具足 1領

胴高 37.0 cm

桃山時代

当館蔵（井伊家伝来資料）

滋賀県指定有形文化財

井伊家初代の直政（1561～1602）が、関ヶ原合戦で着用したと伝える甲冑。兜には頭形兜、胴には鉄板の表面を漆で滑らかに仕上げた仏胴が用いられています。現在の威糸は燻韋ですが、「御天守御具足御目録」（作品リスト1）の記述と草摺に残る糸の残欠から、もとは黒糸であったことが分かります。

当主所用の兜の多くに見られる大天衝の脇立は備えず、兜と胴ともに、最もシンプルなデザインです。また、この甲冑に用いられた鉄板はいずれも厚く、重量は現状で27 kgあり、歴代随一を誇ります。両腕には、肩から上腕を守る袖と腕全体の防具である籠手とが一体化した毘沙門籠手を取り入れ、腕を動かしやすくしています。堅牢さと機能性を重視した実戦向きの甲冑と言えるでしょう。



6 朱漆塗紺糸威 縫延腰取二枚胴具足 1領

胴高 38.6 cm

江戸時代

当館蔵（井伊家伝来資料）

滋賀県指定有形文化財

8代当主直定（1702～1760）の所用と伝える1領。他の当主と同様に、頭形兜と縫延胴を組み合わせています。本作の場合、兜には大天衝のほか、正面に菖蒲の葉を象った前立を設けるのが特徴です。胴には大型の袖を取り合わせ、背中には朱色の大型の総角を付けるなど、中世の甲冑の形式を取り入れる復古的な要素も散見します。

直政（1561～1602、作品リスト4）や直孝（作品リスト3）の甲冑に比べると、機能性より装飾性に重きが置かれ、戦のない泰平の世に制作された甲冑の特色がよく表れています。

10 朱漆塗 仏腰取三枚胴具足 1領

胴高 29.2 cm

江戸時代

当館蔵 (井伊家伝来資料)

滋賀県指定有形文化財

2代直孝の世子である直滋の初召と伝える甲冑。現存する井伊家伝来の甲冑において、唯一の子どもの甲冑です。

歴代当主の甲冑が兜や胴、小具足に至るまで朱漆塗とするのに対し、兜には銀箔を貼ります。また、兜の形も当主とは異なり、頭頂が尖った椎形兜とします。胴も縫延胴ではなく、凹凸のない一枚板を使用した仏胴で、下方には白糸2段の毛引威が施されています。

本作をはじめとする子弟の甲冑は、朱色を基調としつつも、兜の色や形は当主より選択の幅があったようです。

草摺や袖などの茶色の威糸は、もともと紫色でした。兜の銀、威糸の紫と白、そして籠手や佩楯の家地の萌葱が、漆の朱色と相俟って、今以上に色鮮やかな、若々しい趣であったことでしょう。



【参考】

当主甲冑の部分名称

